

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

今般、平成 28 年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の改正等に伴い、本日付けで、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 437 号）が告示され、医療機能情報提供制度において、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これに伴い、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の本編資料、別表 1 及び別表 2 を添付のとおり改めましたので、内容をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、標記制度の実施に当たっては、医療機能情報提供制度実施要領について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）にてお示ししている実施要領についてもご了知いただき、円滑な運用に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・ 本編資料【各医療機関別】（省令別表第 1 に記載された事項及び留意事項）
- ・ 別表 1【各医療機関別】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係を除く。）等及び留意事項）
- ・ 別表 2【各医療機関共通（助産所を除く）】（平成十九年厚生労働省告

示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係）及び留意事項）

（参考資料）

- ・ 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 437 号）
- ・ 新旧対照表

（照会先）

厚生労働省医政局総務課 鈴木、渡部

TEL:03-5253-1111（4098、4109）

FAX:03-3501-2048